

行政通知の読み方・使い方

地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について (通知)

令和6年7月2日総行第280号、総行市第75号、総行経第15号、総行デ第37号、総行公第46号、各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長、各指定都市議会議長宛、総務大臣通知

解説・南谷 康介
(総務省自治行政局行政課 行政第一係長)

1 はじめに

第213回国会に提出された「地方自治法の一部を改正する法律」(令和6年法律第65号。以下「改正法」という。)は、令和6年6月19日に参議院本会議において可決・成立し、同月26日に令和6年法律第65号として公布された。

本稿では、「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について(通知)」(令和6年7月2日付け総務大臣通知)の主な記載事項に関連する内容について解説する。

なお、文中意見にわたる部分は、筆者個人の見解を述べたものであることを御了承いた

だきたい。

2 「地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について(通知)」(令和6年7月2日付け総務大臣通知)の主な記載事項

(1) 公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備に関する事項

① 公金の収納事務のデジタル化

改正法により新設された、改正後の地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の7は、地方税以外の公金について、eLTA

Xを活用した収納を可能とするために必要な規定を設けるものである。

同条第1項では、地方税共同機構は、歳入等の収納に関する事務の合理化及び納入義務者の利便の向上に寄与するため、歳入等のうち、納入義務者が総務省令で定める方法(eLTA Xを用いた方法を規定することを検討)により納付するものであって、地方公共団体の長が定めるものの収納に関する事務(特定収納事務)に関する業務を行うものとされた。

その上で、全国的に共通の取扱いとしてeLTA Xを活用した納付を行うことを可能とする公金として、

- ・ いずれの団体においても相当量の取扱件数がある公金(国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料)

- ・ その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金(道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、

この連載では、自治体法務に関わる行政通知を取り上げ、通知の発出元に、発出の背景や読み方、使い方などを解説していただきます。

港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など)

については、納付者がどの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付を行うことができるよう、対応を着実に進めるとともに、地方公共団体の普通会計に属する全ての公金(※)並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料(加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れられている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金を含む。)についても、地方公共団体の判断によりeLTAXを活用した納付を行うことができる公金として、積極的に検討いただきたいこととされた。

※ 令和6年10月4日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定により、「歳入歳出外現金のうち、普通会計と同一の口座において受け入れられる公金」を含むこととされた。

②情報システムの適正な利用等

改正法では、行政目的を達成するための重要な手段となっている「情報システム」についても、地方公共団体の運営に関する事項の一つとして、財務(第9章)や公の施設(第10章)と同様、新たに「第11章 情報システム」を設けている。

第244条の5第1項において、地方公共

団体は、事務の種類及び内容に応じ、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、情報システムを有効に利用するとともに、他の地方公共団体又は国と協力して情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならないものとされ、同条第2項において、地方公共団体は、情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならないものとされた。

また、第244条の6第1項において、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないものとされた。また、同条第2項において、地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとされている。

同条第3項では、総務大臣は、地方公共団

体に対し、方針の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとされた。

(2)地域の多様な主体の連携及び協働の推進に関する事項

改正法では、第33次地方制度調査会答申を踏まえ、新たに第260条の49の規定を設け、

地域の多様な主体の連携・協働の理念を定めた上で、当該理念に基づき、地域住民の生活サービスの提供に資する活動を行う団体を市町村が「指定地域共同活動団体」として指定できることとし、指定地域共同活動団体への支援等に関する規定を整備している。

第260条の49第1項では、市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようしなければならないものとされた。

同条第2項において、市町村長は、同条第1項の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、一定の要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができることとされた。

同条第5項において、指定地域共同活動団体が、他の地域的な共同活動を行う団体の関連する活動と連携することで、効率的・効果的に活動を行うことが期待できる場合は、市町村長に対して、他の団体との間の調整を求

めることができることとし、調整の求めを受けた市町村長は、必要があると認める場合、調整を図るために必要な措置を講じるものとされた。

また、同条第6項及び第7項において、指定地域共同活動団体の活動を促進するとともに、市町村事務との相乗効果を一層図るため、委託における随意契約と行政財産の貸付けの特例が設けられた。

(3) 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例に関する事項

改正法により新設された地方自治法第2編「第14章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例」の規定は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体の権限と責任を明確化する趣旨のものであり、改正前の「第11章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」(改正後は第12章)の特例として、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態(以下「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と総称する。)に限って適用される国又は都道府県の関与について

要件・手続を定めるものである。

これらの関与は、新第12章における「国又は都道府県の関与」に該当するものであり、要件・手続は、同章に規定された関与の法定主義(第245条の2)及び関与の基本原則(第245条の3)等に則って規定されているほか、国又は都道府県の関与に適用される同章の規定が適用されるものである。

① 資料及び意見の提出の要求

第252条の26の3第1項及び第2項において、各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行う等のため必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めることができることとされた。

② 事務処理の調整の指示

第252条の26の4第1項において、各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のための措置(以下「生命等の保護の措置」という。)の的確かつ迅速な実施を確保するため、都道府県において、一の市町村の区域を

超える広域の見地から、当該都道府県の事務の処理と当該都道府県の区域内の市町村の事務(都道府県が処理することとされている事務のうち、法律又はこれに基づく政令により指定都市、中核市等が処理することとされている事務に限る。)の処理との間の調整を図る必要があると認めるときは、当該都道府県に対し、当該調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示をすることができることとされた。

③ 生命等の保護の措置に関する指示

第252条の26の5第1項において、各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に関し必要な指示をすることができる場合を除き、閣議の決定を経て、その必要な限度において、地方公共団体に対し、地方公共団体の事務の処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置

に關し、必要な指示（以下「補充的な指示」という。）をすることができるとされた。

また、同条第2項では、各大臣は、補充的な指示をしようとするときは、あらかじめ、当該指示に係る国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に關する状況を適切に把握し、生命等の保護の措置の確かかつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置の検討を行うため、2（3）①の資料又は意見の提出の求めその他の適切な措置を講ずるように努めなければならないものとされている。

第252条の26の5第4項において、各大臣は、補充的な指示をしたときは、その旨及びその内容を国会に報告するものとされた。本規定は、衆議院における修正で追加されたものである。補充的な指示が行われたときは、国が責任をもって対応すべき事態であるにもかかわらず、個別法に必要な規定が設けられていないことを意味することから、どのような場面でも適切な指示があったのか、国会においても適切に検証し、個別法の制定や改正に關する議論につなげていくことを目的としている。

④国による応援の要求及び指示等
ア 地方公共団体相互間の応援の要求

第252条の26の6第1項において、地方公共団体の長等は、国民の安全に重大な影響

を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき応援を求めることができるとする。この場合において、応援を求められた地方公共団体の長等に対し、応援を求めることができないものとされた。この場合において、応援を求められた地方公共団体の長等は、正当な理由がない限り、当該求めに応じなければならないものとされた。

イ 都道府県による応援の要求及び指示

第252条の26の7第1項において、都道府県知事は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき応援することを求めることができる場合を除き、市町村長等に対し、他の市町村長等を応援することを求めることができるものとされ、同条第2項では、都道府県知事は、第1項の応援の求めのみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき応援すべきことを指示することができる場合を除き、市町村長等に対し、他の市町村長等を応援すべきことを指示すること

ができるものとされた。

ウ 国による応援の要求及び指示

第252条の26の8第2項及び第3項において、各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し又は発生するおそれがある都道府県の知事等（以下「事態発生都道府県の知事等」という。）及び当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し又は発生するおそれがある市町村の長等（以下「事態発生市町村の長等」という。）の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき応援することを求めることができる場合を除き、当該事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等（特に緊急を要すると認めるときは、当該事態発生市町村の長等以外の市町村長等を含む。）に対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援することを求めることができるものとされた。

また、同条第4項では、各大臣は、第2項又は第3項の応援の求めのみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき応援すべきことを指示することができる場合を除き、事態発生都道府

県の知事等以外の都道府県知事等又は事態発生市町村の長等以外の市町村長等に対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援すべきことを指示することができるものとされた。

工 職員の派遣のあっせん

第252条の26の9第1項において、地方公共団体の長等は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき職員の派遣のあっせんを求めることができる場合を除き、各大臣又は都道府県知事に対し、第252条の17第1項の規定による職員の派遣についてあっせんを求めることができるものとされ、第252条の26の10において、地方公共団体の長等は、第252条の26の9によるあっせんがあったときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならないものとされた。

3 施行期日

改正法は、公布の日から起算して3月を経過した日（令和6年9月26日）から施行するものとされた。ただし、サイバーセキュリティ

の確保方針の策定等の制度化に係る規定については令和8年4月1日に、公金の収納事務にeLTA Xを活用するための規定の整備に係る規定については、公布の日（令和6年6月26日）から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行することとされている。

4 おわりに

改正法の施行に当たっては、本通知発出後も、適宜、各規定の運用の基本的な考え方や留意事項についての通知の発出や全国の地方公共団体への説明会を実施する等、改正法の適切な運用を図るための周知が行われている。各地方公共団体におかれては、各改正項目についての理解を深め、必要な対応をしていただければ幸いである。

